

# 令和7年度 事業計画書

公益財団法人 児童育成協会

## 目 次

<はじめに>

<基本方針>

<令和7年度事業計画>

I. 企業主導型保育事業（間接補助事業及び委託事業）

II. 児童健全育成事業

III. 児童給食事業（スキムミルク輸入配分事業）

IV. 出版及び監修事業

V. その他の事業

VI. 事務局運営について

## <はじめに>

世界は引き続き複雑で急速に変化する状況に直面しています。経済面では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調が続く一方、地域的な不均衡が顕著であり、先進国と新興国の成長速度には差が生じています。さらに、インフレ圧力が高まり、金融政策の正常化が進む中、世界経済は安定した成長路線を模索しています。一方で、地政学的緊張が続いており、特にウクライナ・パレスチナを巡る紛争やアジア太平洋地域での軍事的プレゼンス拡大が懸念されています。気候変動問題も依然として深刻であり、国際社会の連携による持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが求められています。技術面では、AI や量子コンピューティングをはじめとする次世代 ICT 技術の進展が著しく、経済・社会の構造変化を促進しています。同時に、これらの技術をめぐる倫理的課題やデジタル分断への対応が必要とされています。

このように地球規模の課題が、こどもたちの生活や未来に直接的な影響を及ぼしています。こうした状況下で、全てのこどもが安全で健やかな生活を送り、持続可能な社会の一員として成長できるよう、国際社会が一致して多角的な支援への取り組みが必要不可欠です。

一方国内においては、少子化や人口減少が一層進む中、地域格差や子どもの貧困といった課題が更に顕在化し、こどもたち一人ひとりが安心して成長できる環境の整備が今以上に強く求められています。また、一層のデジタル化の進展やAI の活用が教育現場にも広がりつつある一方、情報格差やオンライン環境でのリスクへの対応が重要な課題となっています。

公益財団法人児童育成協会は、保育施設待機児童や多様な働き方に対応するために開始された保育助成事業に引き続き取り組むとともに、国立総合児童センター「こどもの城」を30年間運営してきた経験を生かし、多様化・複雑化したこども・若者が抱える課題にひとつひとつ丁寧に向き合いながら、こども・若者の健全な成長をサポートしていきます。

「子どもは歴史の希望である」の理念のもと、より一層こども・若者の最大の利益を目指し、こども・若者の個性を重んじ、自己実現を出来るようこども・若者の健全育成及び資質の向上に資する様々な直接・間接の事業をより積極的に実施して参ります。

併せて、厳しい経済環境のもとにおいて、児童育成協会の経営基盤をより堅固にする施策を実施して参ります。

## <基本方針>

令和 7 年度においても公益目的事業および収益目的事業及びその他の事業を中心に展開します。

公益目的事業は、企業主導型保育助成事業、児童健全育成事業及び児童給食事業（スキムミルク輸入配分事業）です。

企業主導型保育助成事業は、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業の設置者等に対し、こども家庭庁から補助金の交付を受け、事業に要する経費を補助する事業の実施機関として引き続き業務を継続します。

従来の企業主導型保育助成事業は、令和 5 年度からは助成事業である間接補助事業と指導監査、研修及び相談支援事業である受託事業の二つに大別されました。保育施設の適正かつ適切な運営支援のための実地監査や施設長・保育従事者等の資質・専門性向上のための研修、保育の現場に寄り添った相談支援、よりよい保育実践のための巡回指導を実施して参ります。

児童健全育成事業は、自治体と連携のもと児童館や放課後児童クラブ、若者支援施設等各種施設の安全かつ安定的な運営を継続して参ります。併せて事業基盤の強化を図るため、引き続き財政管理の強化、人材獲得や育成、新規施設運営や地方公共団体の求めに応じる形で今までにない新規事業の受託に関し中長期的視点で推進します。

児童給食事業（スキムミルク輸入配分事業）は輸入元の生産国の状況だけでなく、グローバルな政治・経済環境の影響を受けます。そのため前年度に決定する施設への配布価格と翌年度実際の輸入時の価格に差が発生する場合があります。その差異が事業経営に与える影響を小さくすることや在庫の管理さらには業務プロセスの改善等の徹底を通じ、永続的に児童の食育を支援するために良質で安価なスキムミルクの配分を継続できる体制を目指します。

また、ご利用経験のない福祉施設にスキムミルクの利点をご理解いただき、より多くの施設の皆様にご活用いただくための広報活動も積極的に推進し配布拡大を目指して参ります。

## I. 企業主導型保育助成事業【公益目的事業】

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを拡大することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした企業主導型保育助成事業の実施機関として引き続き業務を実施します。

間接補助事業の実施期間は令和10年3月末までを基本とし、その間、こども家庭庁が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において、事業の実施状況に関して点検及び評価が行われます。

また、受託事業の実施期間は1年間であり、毎年度、こども家庭庁において受託機関の公募が行われます。

### 1. 実施体制

- ①業務遂行のための人員体制が整い、今後は研修やOJTを通じた職員のスキルアップを図り、より効率的な業務を行えるように努め、更には現行の委託事業の段階的な内製化を進めるとともに、関西支所の活用や業務量に応じた適切な職員配置を行います。
- ②新たな情報システムの更なる開発の体制強化のため、システム管理課を室へ昇格させます。
- ③事業を実施する上での懸案事項について、こども家庭庁と協議するとともに、そのための体制を構築します。

### 2. 企業主導型保育助成事業業務

#### (1) 企業主導型保育助成事業の整備費及び運営費の助成業務

- ①令和4年度において定員総数が11万人弱分になり、「子育て安心プラン」は概ね達成されたこともあり、今後は新規募集及び定員増員は実施せず、設置した企業主導型保育施設のニーズ等を再度確認し、施策に反映させることを検討することとしています。
- ②新たな加算等の審査基準の見直し等の制度変更に対応するとともに、助成金の審査業務について、新たなシステムを活用しながら迅速・正確に対応することとしていきます。
- ③関係部署との連携強化を図るとともに、審査業務の更なる内製化を進めます。

## (2) 指導・監査業務

①指導・監査は、関係法令・実施要綱及び助成要領等に照らし適正に実施されているかを確認する立入調査、重大な法令違反・不適切なサービス提供が疑われる場合等に実施する特別立入調査及び午睡時の抜き打ち調査を引き続き行います。

また、保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門家による指導・監査を引き続き実施します。

②関係部署との連携強化を図るとともに、指導監査品質の均一化や監査業務の更なる効率化を図るための関西支所対象地域の拡張を行います。

③指導監査の結果は、委託元である国との連携のもと、各都道府県等に情報提供を行います。

## (3) 相談・支援業務

①施設長や保育従事者等の保育の質を確保するための研修等については、研修実施効果の更なる向上を目指し引き続き実施します。

また、中堅保育士層をターゲットとした専門研修を引き続き実施します。

②巡回指導員による保育内容等に関する助言・指導を実施するための巡回指導については、保育の質の向上及び児童の安全等を確保する観点から、引き続き実施します。

また、地方公共団体及び巡回指導員の協力を得ながら、保育従事者同士の情報交換を通じて保育の質を向上させる地域交流会を実施します。

③保育施設等からの問い合わせ等の相談支援業務については、一定の知識レベルを維持しつつ、応対品質向上に努めていきます。

## (4) 財務健全性指導業務

①経営状況を注視する必要がある保育施設等を早期に把握し、財務健全性指導等を通じ、保育施設の持続的運営を実現し、回収が困難となる返還金が発生することを未然に防止します。

②面談等により接触機会を得た事業者等からの経営・事業運営面における課題や問題事項の相談窓口機能としての役割を担い、相互リレーションシップの強化を図ります。

#### (5) 地方公共団体との連携

- ①市区町村等で施設の設置状況等を把握できるようにするため、市区町村等に対し、助成情報等を速やかに情報提供します。
- ②指導・監査において、指導・監査結果の情報を共有し、またその後それぞれで行う指導・監査に有効活用できるよう、委託元である国との連携のもと、都道府県等に対し、監査日程や実施機関による指導・監査結果の提供等を行います。
- ③こども家庭庁と連携し、地方公共団体との一層のパイプ強化を図ります。

#### (6) 情報公開等業務

助成決定状況や指導・監査結果等については、定期的に正確な情報の公開に努めていきます。

#### (7) その他の業務

- ①業務効率化の柱として、令和6年度に本格運用を開始した企業主導型保育事業の申請・審査に係る新たな情報システムについて、新たな制度改正等への対応などを引き続き進めていきます。
- ②新たな情報システムにより、必要なデータ抽出などを迅速に行います。

## Ⅱ. 児童健全育成事業【公益目的事業】

児童健全育成事業は、指定管理者または運営受託者として「児童館」5施設、「放課後児童クラブ」4事業、「青少年交流センター」3施設、「放課後児童健全育成事業」を基本方針に基づき引き続き運営します。

### 基本方針

- (1)虐待、いじめ、不登校、引きこもり、LGBTQ等多様化する児童から若者までの福祉課題に資します。
- (2)施設運営を通して、こども若者にとって安全安心で、その権利や主体性が尊重される居場所づくりを行います。

#### (1) 既存施設の安定した運営

令和7年度も既存施設（港区・練馬区・目黒区・草加市の児童館および放課後児童クラブ、放課後児童健全事業の運営、世田谷区の青少年交流センター）の安定した運営に取り組みます。

特に令和7年度は練馬区立平和台児童館の更新年度であるため、更新の妥当性の検討を行い、更新する場合は、確実に獲得できるよう取り組みます。

#### (2) 新規事業への取り組み

都内23区の自治体の中高生世代を対象とする居場所事業や新規児童館等運営者公募への参加、更に東京都が行う「学校の居心地向上検証プロジェクト」におけるモデル事業に対して、都立高校・公立中学校に職員を派遣する等新規事業への取り組みを行います

#### (3) 安定した職員体制の構築

安定した職員体制強化に向けた処遇改善の取り組みとして、ベースアップ及び特別手当年2回の支給を計画します。また、福祉職特有の職員の心理的負担感軽減への取り組みとして、メンタルヘルスケアの充実に取り組みます。

各施設職員が他施設の職務を経験する交流研修の積極的な実施や従来から行っている若手職員対象としたヒヤリングに加え、リーダー職を対象にしたディスカッションの場を設ける等、研修機能や相談機能の充実に取り組みます。

また、協会での活躍が期待できる職員確保のため、特に経験者に関しては年間で効率的な採用計画を立案すると共に、アルバイト、インターン、ボランティアからの職員登用デザインプランの構築、従来応募の少ない新規市場の開拓に取り組みます。

### Ⅲ. 児童給食（スキムミルク輸入配分事業）事業 【公益目的事業】

スキムミルクは、こどもの発育や健康のために重要なたんぱく質、カルシウム、ビタミンB2を豊富に含み、同時に低脂肪・低エネルギーのため、こどもの健康づくりに優れた食品です。当協会では、良質なスキムミルクを海外から輸入し、全国の児童福祉施設に低価格でお届けしてきました。

本年度も引き続き、使いやすく長期保存が可能なパッケージで、各施設のご希望に基づき機動的にスキムミルクをお届けし、こどもの健康や各施設様の給食事業に貢献して参ります。また、こどもの健康づくりに大切な栄養素を多く含む



スキムミルクを、これまで以上に児童福祉施設等でご利用いただくために、普及推進と相互理解を深める活動を従来以上に行って参ります。

#### (1) スキムミルクの輸入配分

ニュージーランドからスキムミルクを輸入し、児童福祉施設等にお届けします。また、安全安心にご利用いただける「使いやすく保存しやすいパッケージ」で安定的にお届けし、児童福祉施設等への更なる普及を図ります。なお、各施設に1箱(12kg) 13,200円(消費税、送料込み)でお届けします。

#### (2) スキムミルクに関する相互理解促進

こどもの健康づくりに役立つスキムミルクを幅広くご活用いただけるよう、相互理解を深める活動を行います。

①全国の児童福祉施設等を所管されている自治体や、ご利用いただいていない施設にスキムミルクについてのご理解を深めていただく活動を行うとともに、既にご利用いただいている施設及び自治体に、調理レシピやスキムミルク関係のパンフレット等の配布等積極的な情報発信をすることで、ご利用満足度向上に努めて参ります。また、当協会の月刊誌「こどもの栄養」とも連携を図ります。

②児童福祉施設が参加する各種会議等において、調理レシピやスキムミルクに関するパンフレット等の配布等、積極的な情報発信の実施に努めます。

③各自治体が児童福祉施設給食関係者を対象として実施する各種研修会等への協力を行います。

#### (3) スキムミルクを利用しやすい環境づくり促進

児童福祉施設の皆さまが、スキムミルクをさらにご利用いただきやすくするために、主に下記の事項に引き続き取り組んで参ります。

①注文手続や連絡の簡素化、資料入手の迅速化のための方策を検討いたします。

②協力企業のご支援をいただき原料の輸入から配送まで安定した運営を行うことで、引き続き皆さまが安心してご利用いただける体制を維持して参ります。

③スキムミルクをご利用いただく施設にパンフレット等を定期的に配布するとともに情報提供を行い、関税込率法や関税暫定措置法に基づき輸入している特定免税品であるスキムミルクの適正な取り扱いについて理解を深めていた

だきます。

④スキムミルクの良さや使い方などをご理解いただくための「スキムミルクを素材とした調理実習」の開催頻度を増やして参ります。また、調理レシピの改定に着手いたします。

#### IV. 出版及び監修事業【収益事業】

児童福祉に関わる図書の出版及び監修により、児童福祉関係者へ様々な情報の提供を行います。

##### 1. 「こどもの栄養」の発行

「こどもの栄養」は、児童福祉施設の乳幼児期の食育活動の向上を目指す月刊誌として、関係施設や個人の皆様に幅広く購読されています。

出版不況の中においても発行から 67 年超を迎え、発行の継続・発展の為 EC サイト・SNS 等の活用や、図書館購読者の開拓、更に協会外のセミナー開催事業者とも協業し購読部数拡大マーケティングを積極的に図ります。

また、調理担当以外の保育者や保護者にも役立つ内容を掲載している事をより積極的にアピールすることで、読者拡大を図ります。

##### 2. 監修図書の普及

従来から監修を行っている下記の図書の改版について出版社様からのご依頼に応じ監修を行って参ります。

また、新出版物についても積極的に監修を受託いたします。

###### (1) 「児童保護措置費・保育給付費手帳」

(児童保護措置費・保育給付(委託)費制度の概説をはじめ、措置費、給付費に関する法令・通知を体系ごとにまとめた法令通知集)

###### (2) 「児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集」

(児童扶養手当及び特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給事務に必要な法令・通知を体系的に収載した法令通知集)

###### (3) 「新・基本保育シリーズ (保育士養成テキスト 20 巻)」

(保育士に必要な知識と技術をわかりやすく解説したスタンダードテキスト)

(4) 「一ひと目でわかるー 基本保育 データブック」

(保育者養成課程において学ぶ各分野の制度や体系、統計資料をコンパクトにまとめたサブテキスト)

(5) その他の児童福祉関係図書

## V. その他の事業

### 1. 児童養護施設等支援事業

全国児童養護施設協議会、全国自立援助ホーム協議会との連携により、児童養護施設等を支援する事業を引き続き行います。

(1) 児童養護施設が加入する団体損害保険の加入促進及びとりまとめ

(2) 児童養護施設退所者自立サポート事業の実施

(SMB Cコンシューマーファイナンス様のご寄付を中心とした事業)

(3) 国立武蔵野学院附属「児童自立支援専門員養成所」在籍者への支援

### 2. 児童福祉に関する啓発事業

こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、こども家庭庁、全国社会福祉協議会、児童育成協会が主唱して毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」(令和6年度からこどもまんなか 児童福祉週間)と定めています。この期間中は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、こども家庭庁や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っています。児童育成協会は、標語の募集・審査、児童福祉文化賞の表彰式の開催等を実施します。

#### (1) 児童福祉週間の標語募集

こどもたちの夢や希望、未来へのメッセージ等が込められた、こどもまんなか 児童福祉週間の象徴となるような令和8年度の標語の募集・審査を行います。

#### (2) 児童福祉文化賞の審査及び表彰

令和7年度春のこどもまんなか月間中に「児童福祉文化賞」と「児童福祉文化賞推薦作品」及び「特別部門」表彰式の開催を行います。

## VI. 事務局運営

### 1. 情報セキュリティ体制の更なる強化

前年に制定した情報セキュリティ方針に基づき、セキュリティポリシーの具現化を一層推進すべく、規則類の整備等及び実施徹底を図ります。

### 2. ガバナンス体制の強化

昨年、組成した業務運営協議会を中心とした、協会ガバナンスの強化に引き続き努めます。

### 3. 人材マネジメントの推進

効率的な採用、人事評価制度の向上、多様なスキルを有する人材の活躍場面の拡大に向け、施策の検討を開始します。

以上

# 令和7年度 収支予算書

公益財団法人 児童育成協会

## 目 次

令和7年度収支予算書

I. 令和7年度予算総則

II. 正味財産増減計算書

## 令和7年度収支予算書

### 1. 予算概要

区 分		経 常 収 益 千円	経 常 費 用 千円	
公事業 目的計	公1	児童健全育成事業	1,343,576	1,343,576
	公2	企業主導型保育助成事業	236,440,341	236,444,766
収 益 事 業 等 計	収1	出版及び監修事業	35,000	27,000
	他1	児童養護施設等支援事業	10,000	10,000
	他2	児童福祉研修事業	1,000	1,000
法人会計		0	12,720	
合計		237,829,917	237,839,062	

大科目、中科目の区分は、別紙「正味財産増減計算書」に掲げるとおりとする。

2. 短期借入限度額 200億円 (令和6年度と同額)

### 3. 設備投資の見込み

事業	企業主導型保育助成事業
設備投資の内容	審査システム
支払予定額	2億円
資金調達方法	国からの助成金(事務費)による

以上

# 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計				法人会計	合 計
	公 児 童 健 全 成 事 業	1 公 企 業 主 導 型 保 育 助 成 事 業	2 取 出 版 及 び 監 修 事 業	1 他 児 童 養 護 施 設 等 支 援 事 業	1 他 児 童 福 祉 研 修 事 業	2		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益								
特定資産運用益								
特定資産受取利息								
特定資産売却益								
事業収益	1,339,859	3,416,491	35,000	3,000			4,794,350	
事業運営収益	659,729	3,416,491		3,000			4,079,220	
利用者収益			35,000				35,000	
粉乳売上収益	680,130						680,130	
受取補助金等		233,023,850					233,023,850	
受取国庫補助金		233,023,850					233,023,850	
受取民間助成金								
受取寄附金								
受取寄附金								
雑収益	3,717						3,717	
受取利息								
雑収益	3,717						3,717	
指定正味財からの振替額				7,000	1,000		8,000	
経常収益計	1,343,576	236,440,341	35,000	10,000	1,000	0	237,829,917	
(2) 経常費用								
事業費	1,343,576	236,444,766	27,000	10,000	1,000		237,826,342	
役員報酬								
職員給与手当	408,896	935,528	1,400				1,345,824	
契約職員手当	97,568	1,007,544	2,700				1,107,812	
退職給付費用	2,309	42,250	70				44,629	
福利厚生費	2,528	22,818	30				25,376	
法定福利費	70,971	316,558	300				387,829	
人材派遣費		159,690	100				159,790	
会議研修費	882						882	
旅費交通費	2,010	413,717	100				415,827	
通信運搬費	9,455	8,255					17,710	
減価償却費	2,559	233,691					236,250	
消耗什器備品費	155		100				255	
消耗品費	25,339	9,950					35,289	
粉乳購入費	504,950						504,950	
国内輸送費	95,992						95,992	
修繕費	1,718						1,718	
印刷製本費	1,818		4,400				6,218	
広報宣伝費	742						742	
燃料費	985						985	
光熱水料	21,904	21,456	100				43,460	
貸付リース料	11,376	338,875	1,100				351,351	
保険料	3,658						3,658	
諸謝金	5,493	69,120	100				74,713	
租税公課	23,512	161,387					184,899	
支払助成金		231,548,511		10,000	1,000		231,559,511	
雑役務費	43,245	407,396	4,000				454,641	
委託費	5,495	741,196	12,500				759,191	
貸倒引当金繰入損								
雑費	16	6,824					6,840	



科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計				法人会計	合 計
	公 児 育	1 童 健 全 事 業	公 企 業 主 導 型 保 育 助 成 事 業	2 取 出 監 修 事 業	1 他 児 童 養 護 施 設 等 支 援 事 業	1 他 児 童 福 祉 研 修 事 業		
管理費							12,720	12,720
役員報酬							9,600	9,600
職員給与手当							720	720
契約職員手当							80	80
退職給付費用							40	40
福利厚生費							10	10
法定福利費							140	140
人材派遣費								
会議研修費							40	40
旅費交通費							10	10
通信運搬費								
減価償却費							150	150
消耗品費							30	30
印刷製本費								
交際費							100	100
光熱水料							110	110
賃貸リース料							420	420
保険料								
諸謝金							40	40
租税公課							10	10
雑役務費							160	160
委託費								
雑費								
経常費用計	1,343,576	236,444,766	27,000	10,000	1,000	12,720	237,839,062	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	-4,425	8,000	0	0	-12,720	-9,145	
基本財産評価損益等								
特定資産評価損益等								
投資有価証券評価損益等								
評価損益等計				0	0			
当期経常増減額	0	-4,425	8,000	0	0	-12,720	-9,145	
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
中科目別記載（無）							0	
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用								
中科目別記載（無）								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替前								
当期一般正味財産増減額	0	-4,425	8,000	0	0	-12,720	-9,145	
他会計振替額		4,000	-8,000			4,000		
当期一般正味財産増減額	0	-425	0	0	0	-8,720	-9,145	
一般正味財産期首残高	60,199	-155,233	12,681			850,989	768,635	
一般正味財産期末残高	60,199	-155,658	12,681			842,269	759,490	
II 指定正味財産増減の部								
受取寄附金								
一般正味財への振替額				7,000	1,000		8,000	
当期指定正味財産増減額				-7,000	-1,000		-8,000	
指定正味財産期首残高				193,091	12,937		206,027	
指定正味財産期末残高				186,091	11,937		198,027	
III 正味財産期末残高	60,199	-155,658	12,681	186,091	11,937	842,269	957,517	